

後期高齢者医療制度の保険料引き上げを
行わないことを求める意見書

北海道後期高齢者医療広域連合は、平成24・25年度の新たな保険料を試算し、剰余金20億円、財政安定化基金82億円を充当した場合でも、現行保険料の一人当たり6万4,593円に対し、6万8,784円(6.49%増)となり、約4,200円の引き上げになるとしている。

11月1日の北海道議会保健福祉委員会では、道内高齢者の所得が全国平均の79万6,000円に対し、62万9,000円であり9万7,000円も下回る実態が明らかにされたが、一方、保険料は全国10位と高い位置にある。このように所得が低く保険料が高いという現状は、安心して老後の医療を受けたいという高齢者の希望と大きくかい離しており、国と北海道の責任はますます大きくなっている。

よって、政府及び北海道においては、保険料改定にあたっては、高齢者にこれ以上の経済負担を押し付けないため、十分な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年(2011年)12月14日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、北海道知事

(提出者) 自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道及び市政改革クラブ所属議員全員